

## 佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、より多くの人が使用しやすいよう工夫された製品を、ユニバーサルデザイン推奨品として選定することにより、これら推奨品の普及と需要拡大を促進し、本県産業の活性化とユニバーサルデザインの推進に資することを目的とする。

### (選定等)

第2条 知事は、佐賀県内で企画、製造されるユニバーサルデザインを取り入れた製品を「佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品（以下「推奨品」という。）」として選定し、利用促進に努めるものとする。

2 前項の規定による選定を受けようとする者は、様式第1号により選定の申請をするものとする。

3 推奨品としてふさわしい製品を推薦しようとする者は、様式2号により推薦するものとする。

4 知事は、前項の規定による推薦があったときは、当該推薦を受けた者に申請の意思を確認するものとする。ただし、明らかに別表に定める佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定基準に適合していないと知事が認めた場合は、この限りではない。

5 前項の規定による確認により、推薦を受けた者に申請の意思があると認めるときは、当該推薦を受けた者は、第2項の規定による申請を行うものとする。

6 知事は、第1項の規定により選定したときは、当該選定の申請者に様式第3号による選定証を交付するとともに、公表するものとする。

7 第3項の規定により推薦した者に対する選定結果の通知は、前項の公表をもって代えるものとする。

### (選定委員会)

第3条 第2条第1項の規定により知事が推奨品を選定する場合においては、その適否等について、「佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定委員会」において審査する。

### (選定対象製品)

第4条 第2条1項の規定による選定の対象となる製品（部品・部材なども含む。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 県内に事業所を有する者により、製造加工される製品であること。

(2) 申請時において既に販売されている、又は申請から6ヶ月以内に販売されることが確実であること。

(3) 別表に定める佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定基準に適合していること。

### (選定の有効期間等)

第5条 選定の有効期間は、選定した日の翌日から起算して3年間とする。

2 第2条第1項の規定による選定を受けた者（以下「選定を受けた者」という。）が、前項の期間が満了した場合において、その更新を希望するときは、様式第4号により申請することができる。

（変更の届出）

第6条 選定を受けた者は、選定の申請の内容に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第5号により知事にその旨を届け出なければならない。

（推奨マークの表示）

第7条 選定を受けた者は、当該製品又はその包装もしくは容器に推奨マーク（推奨マークについては別に定める）を表示することができる。

2 推奨マークの表示は、シールの貼付又は印刷によるものとする。

3 推奨マークの表示に要する経費は、選定を受けた者の負担とする。

（違反者に対する処置）

第8条 知事は、推奨マークの使用が次のいずれかに該当するときは、その使用の禁止を指示するものとする。

（1）第2条第1項の規定による選定を受けていない者が、推奨マークを使用しているとき。

（2）虚偽の申請に基づき選定を受けた者が、推奨マークを使用しているとき。

（3）選定を受けた者が、推奨品以外の製品に推奨マークを使用しているとき。

（4）製品が他の知的所有権を侵害しているものと認められるとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、推奨マークを表示した製品が、選定時の基準を著しく逸脱しているものと知事が認めるとき。

2 知事は、選定を受けた者が前項第2号から第5号に該当すると認めるときは、その選定を取り消すことができる。

3 前項の規定による選定の取消しにより損失が生じた場合は、選定を受けた者がその責めを負うものとする。

（県の責務）

第9条 県は、事務用品等を購入する場合において、当該購入用品等の品目と品質面において同等の推奨品があるときは、当該推奨品の優先的使用に努めるものとする。

2 県は、市町に対し、推奨品の優先的使用に配慮するよう要請するものとする。

（選定を受けた者の責務）

第10条 選定を受けた者はこの要綱の規程を誠実に遵守するとともに、推奨品の品質及び性能の維持に万全を期すものとする。

2 推奨品の使用において事故等が発生したときは、選定を受けた者がその責任を負うもの

とする。なお、当該事故等の内容については、速やかに知事に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の規定に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月29日から施行する。

この要綱は、平成21年9月25日から施行する。

この要綱は、平成26年12月16日から施行する。

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

別表

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定基準

区分	選定基準等
ユニバーサルデザインを取り入れたもの	<p>次のいずれにも適合していること。</p> <p>①より多くの人が使用しやすく、公平に使用できるよう配慮されていること。</p> <p>②使い手や使用環境を選ばず、さまざまな使い方ができるよう柔軟性が確保されていること。</p> <p>③使用法が簡単かつ明確で、使い手が直感的に操作手順を理解できること。</p> <p>④使い手の能力や環境に関わらず、必要な情報が使い手に確実に伝わるよう配慮されていること。</p> <p>⑤使用上の危険がなく、事故を未然に防ぐよう配慮されていること。</p> <p>⑥使い手が効率よく、快適に使用できるよう配慮されていること。</p> <p>⑦使い手の体格や姿勢、使用状況を考慮した使用空間を提供すること。</p>
品質等	<p>次のいずれにも適合していること。</p> <p>①安全に長く使用でき、適正な価格となっていること。</p> <p>②品質が優れており、機能性、審美性が調和していること。</p> <p>③人の健康に害を与えず、自然環境に配慮していること。</p>

様式第1号

## 佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定申請書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
（ふりがな）  
代表者氏名 ⑩  
生年月日 年 月 日  
電話番号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第2条第2項の規定により、次のとおりユニバーサルデザイン推奨品の選定を申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	価 格	
4	年間生産（販売）予定量	
5	製造事業場	
	所在地 名 称	
6	販 売 場 所	
7	製品のサイズ・重量等	
8	ユニバーサルデザインで ある部分とその特徴	

9 生産・販売するに当たって必要な法令	有 ( ) ・ 無
10 添付書類等	1 当該製品 2 選定基準に適合していることを説明する書類 3 会社案内・パンフレット等 4 その他参考となる資料
11 担当者連絡先	氏名： 所属名： 電話番号：

#### 記載要領

- (1) 申請書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。  
(2) 申請に当たっては、以下の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。  
この様式に記載された個人情報、〇〇〇事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

#### 誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。  
また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

お預かりした個人情報は、この申請に係る事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。

# 佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定推薦書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
電話番号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第2条第3項の規定により、次のとおり推薦します。

## 1 推薦する製品の概要

製品の名称	フリガナ
上記製品を企画・製造している事業者等の名称	フリガナ
事業者等の住所・所在地 (電話番号)	佐賀県 (電話番号 )

## 2 推薦理由

- 要綱別表に定める佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定基準などを参考に、ユニバーサルデザインのポイントを記入
- 製品の特徴や推薦者のおすすめ、お気に入りのポイントについて具体的に記入

※ 推薦理由が記載されていないものは、推薦として受理されません。また、推薦された製品であっても、事業者等への意思確認等の結果、審査の対象とならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

推奨番号 第 号

## 佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定証

住 所

氏 名

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第2条第6項の規定により、選定を受けた製品であることを証する。

佐 賀 県 知 事

選 定 年 月 日	
選 定 の 有 効 期 限	
品 目 名	
推 奨 品 名	
製 造 事 業 場 の 名 称	
製 造 事 業 場 の 所 在 地	



## 佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品更新申請書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
代表者氏名  
電話番号

㊞

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第5条第2項の規定により、次のとおりユニバーサルデザイン推奨品の更新を申請します。

1 推 奨 番 号	第 号								
2 品 目 名									
3 製 品 名	(変更の有無) 1 有 2 無								
4 価 格 の 変 更 の 有 無	1 有 2 無 (変更後)								
5 年 間 生 産 ( 販 売 ) 量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">選定前</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">選定後（直近3ヵ年）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">年度</td> </tr> </table>	選定前	選定後（直近3ヵ年）			年度	年度	年度	年度
選定前	選定後（直近3ヵ年）								
年度	年度	年度	年度						
6 製 造 事 業 場 の 変 更 の 有 無	1 有 2 無 (変更後) 所在地 名称								
7 販 売 場 所									
8 生 産 の 形 態	1 受注を受けてから生産している 2 受注を受けなくても生産し、注文販売している 3 受注を受けなくても生産・販売している								

9 製品の仕様の変更の有無 (サイズ、重量やデザイン等)	1 有 2 無	(変更後)
10 ユニバーサルデザインで ある部分とその特徴		
11 生産・販売するに当たって 必要な法令	1 有 ( ) 2 無	
12 選 定 後 の 状 況	1 製品紹介にあたっての活用状況  (例)パンフレットやホームページでの紹介等	
	2 選定後の効果  (例)問合せや販売への影響など	
13 担当者連絡先	氏 名： 所 属 名： 電 話 番 号：	

(注) 申請書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。

お預かりした個人情報は、この申請に係る事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。

## 佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品変更届出書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
代表者氏名 ⑧  
電話番号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第6条の規定により、次のとおり推奨品の変更について届け出ます。

1 推奨番号		
2 推奨品名		
3 変 更 内 容	変 更 前	変 更 後

(注) 変更届出書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。

お預かりした個人情報は、この申請に係る事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。